

議案第 1 2 5 号

前橋市手数料条例の改正について

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市手数料条例の一部を改正する条例

前橋市手数料条例（昭和 5 1 年前橋市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考 2 中「住民票の写しの交付、印鑑に関する証明及び租税公課に関する証明」を「租税公課に関する証明、印鑑に関する証明及び住民票の写しの交付」に、「2 5 0 円」を「1 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。